

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年東松山市条例第1号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を經由して会派解散届(様式第3号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、条例第3条第5項に規定する政務活動費の交付日の15日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第5号)を提出するものとする。

(視察の届出及び報告)

第5条 会派の代表者は、条例第5条の規定により先進地調査の視察を行う場合は、視察計画書(様式第6号)を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の視察を行った場合は、当該視察終了後1月以内に視察結果報告書(様式第7号)を作成し、議長に提出しなければならない。

(収支報告書等)

第6条 条例第7条第1項の規定により提出する収支報告書において、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、支出証明書(様式第8号)をもってこれに代えることができる。

2 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長へ送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成21年7月29日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書、視察計画書、視察結果報告書、支出証明書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の東松山市政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書、視察計画書、視察結果報告書、支出証明書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日規則第15号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日規則第86号)  
この規則は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

(表)

	年	月	日
東松山市長			
宛て			
(東松山市議会議長経由)			
	会派名		
	代表者名		
政務活動費交付申請書			
東松山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。			
記			
1	会派の名称		
2	会派結成年月日		
3	会派代表者名		
4	経理責任者名		
5	所属議員数	名( 月1日現在)	
6	交付申請額( 年度分)		円
7	事業計画書	裏面のとおり	

※ 所属議員が明らかになる名簿等を添付のこと。

(裏)

年度事業計画書

1 収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	説 明
政 務 活 動 費		
そ の 他		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	事 業 概 要
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請・陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		
合 計		

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

東松山市長

宛て  
(東松山市議会議長経由)

会派名

代表者名

政務活動費交付変更申請書

東松山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
会 派 代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額 ( 年度分)	円	円	

※ 所属議員数に異動があった場合は、名簿等を添付のこと。

様式第3号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

東松山市長

宛て

(東松山市議会議員経由)

会 派 名

代表者名

会 派 解 散 届

東松山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派が解散した年月日

様式第4号(第3条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

会派代表者 様

東松山市長  
氏

名

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、東松山市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

東松山市長

宛て

(東松山市議会議長経由)

会派名

代表者名

政務活動費交付請求書

東松山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円

ただし、年 月分 ～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

東松山市議会議長

様

会 派 名

代 表 者 名

視 察 計 画 書

東松山市議会政務活動費の交付に関する規則第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 期 間            年 月 日 ～ 年 月 日

2 参加者名    \_\_\_\_\_    \_\_\_\_\_    \_\_\_\_\_  
                  \_\_\_\_\_    \_\_\_\_\_    \_\_\_\_\_  
                  \_\_\_\_\_    \_\_\_\_\_    \_\_\_\_\_

3 所要経費

4 調査地        }  
5 調査内容     }    別添のとおり



様式第8号(第6条関係)

様式第8号(第6条関係)

年度支出証明書

代表者名 (※)

経理責任者 (※)

会派名 \_\_\_\_\_

起票年月日	年 月 日	起票者名	
項 目		説 明	
金 額	円		
支 出 先			
摘 要			
実施年月日	年 月 日 年 月 日	支出年月日	年 月 日

(※) 署名又は記名押印 (氏名が自署の場合は押印不要)